

令和元年度 石狩市教育委員会会議（12月定例会）会議録

令和元年12月24日（火）
第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○	/	
委員 門 馬 富士子	○	/	教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○	/	
委員 山 本 由美子	○	/	
委員 穴 水 正	○	/	

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部次長（教育指導担当）	佐 藤 辰 彦
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	松 永 実
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
教育支援センター長	開 発 克 久
社会教育課長（兼公民館長）	伊 藤 英 司
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	成 田 和 幸
学校給食センター長	近 藤 和 磨
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
総務企画課総務企画担当主査	扇 武 男
同上	古 屋 昇 一

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 令和元年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について
【非公開】

議案第2号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

議案第3号 石狩市教育委員会出向職員の人事異動について【非公開】

承認第1号 専決処分につき承認を求める件（訴えの提起の件）について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

① 新・石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメントの実施について

② 新・石狩市子どもの読書活動推進計画（原案）のパブリックコメントの実施について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催について

開会宣言

（佐々木教育長）ただ今から、令和元年度教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（佐々木教育長）日程第1 会議録署名委員の指名ですが、穴水委員にお願いします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長) 議案第1号「令和元年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について」は、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第3号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

議案第2号を審議する件について

(佐々木教育長) 次に議案第2号「石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について」、事務局から説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第2号です。教育委員会で配属される職員については、この規則において職名及び補職名を規定する必要があり、任用の実態に合わせて、所要の改正を行うものです。詳細は松永総務企画課長から説明いたします。

(松永総務企画課長) 議案第2号、石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について私からご説明します。本件は教育委員会が発令する技術職員として、「主任管理栄養士」「管理栄養士」「主任栄養士」「栄養士」を同規則において新たに加えるため、所要の改正を行うものです。具体的には、同規則の第4条第1項第6号について、改正前では「主任」及び「主任公務補」と規定していたものを、改正後では「主任」「主任公務補」「主任管理栄養士」「主任栄養士」とします。次に第7号について、改正前では「主事」及び「技師」と規定していたものを、改正後では「主事」「技師」「管理栄養士」「栄養士」とします。併せて改正前の第8号に規定していた「主事補」及び「技師補」については、市の規則に準じて削除するものです。なお、本規則は令和2年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしています。これは、平成29年4月に教育委員会の技術職員

として「主任管理栄養士」1名を発令していますが、その当時に今回の規則改正案の内容について整備されていなかったことが判明したことから、お諮りするものです。この件につきまして、規則の不備についてお詫び申し上げますとともに、宜しくご審議のほどお願いいたします。私からは以上です。

(佐々木教育長)十分に目配りができずに申し訳ございませんでした。ただ今の議案第2号につきまして、事務局から説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(門馬委員)附則に、「この規則は令和2年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する」となっていますが、この施行と適用とは、現実的にどういうことになりますか。

(松永総務企画課長)今回、この議案について承認いただきましたら、この規則の公布日を令和2年1月1日にさせていただきます、今回改正する内容について、平成29年4月1日に遡って適用する形となります。

(松尾委員)確認なのですが、今回の部分で言いますと、「主任管理栄養士」と「主任栄養士」のパターン、それに対応して「管理栄養士」と「栄養士」のパターンが考えられるのですが、例えば管理栄養士の資格を持っていない栄養士の方が主任になることはありえるのですか。その辺の人事の仕組みがよくわからないのでお聞きしたいのですが。

(佐々木教育長)石狩市役所の人事上のルールですと、30歳で全員「主任」となります。ですから、栄養士の資格を持っている方も30歳になれば「主任栄養士」になり、管理栄養士の資格を持っていれば「主任管理栄養士」となります。

(穴水委員)これは給与にも関係しますか。

(佐々木教育長)職名等は給与表にも関わりがあります。

(松尾委員)今回の改正のことではないのですが、石狩市の人事上のルールとして「主任公務補」に対応しているのが「技師」という理解でよろしいですか。「主事」が「主任」に、「技師」は「主任公務補」になるのですか。

(佐々木教育長)「主事」と「技師」は両方とも「主任」となります。「公務補」

は独立してあるのですが、現在「公務補」というのは正職員が一人で、その方が「主任公務補」となっています。今後公務補を正職員として採用する予定がないことから、「公務補」は規則上位置付ける必要がないので、この形になっています。

(松尾委員) これは過渡期的に「主任公務補」が残っているという理解でよろしいですか。

(佐々木教育長) 委員のお話しの通りです。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第2号については原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め議案第2号については、原案通り可決いたしました。

議案第3号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長) 議案第3号「石狩市教育委員会出向職員の人事異動について」は、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第3号及び第1号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

承認第1号を審議する件について

(佐々木教育長) 次に承認1号「専決処分につき承認を求める件、訴えの提起の件について」、事務局から説明願います。

(安崎生涯学習部長) 承認第1号について、私から説明します。資料の2頁です。石狩小学校のグラウンド敷地に残る民有地の所有権の取得に関わって、第4回定例会の最終日に資料の2頁の訴えの提起に係る議案を追加提案するにあたり、教育委員会会議を開く暇がなかったことから、12月2日付で石狩市教育委員会教育長事務専決規程第2条に基づき、専決処分を行ったので、本日の教育委員会会議で報告し、承認を求めるものです。この件については、7月の第2回市議会定例会で補正予算を議決いただき、裁判手続きにより所有権を取得するとしていました。弁護士と委任契約を結び、訴訟の提起に向けた事務をこれまで進めてきました。資料に記載の通り、訴えの相手方となる土地の所有者が居所不明なことから、10月27日に家庭裁判所に不在者財産管理人選任申立を行い、選任された不在者財産管理人を財産管理者として訴訟を提起するものです。議会開会直前の11月27日に裁判所より財産管理人選任の審判がありましたので、訴訟の提起のために、地方自治法第96条第1項により、議会の議決が必要となりますので、教育長専決を行い、議会の最終日提案を行ったところです。請求の主旨は相手方に対し、横町37番の土地について、これまでも石狩小学校グラウンドとして占有してきたことが明らかであることから、20年間所有の意思を持って、平穩にかつ公然と他人の物を所有した者はその所有権を取得するという、民法第162条第1項の時効取得を原因とする、所有権移転登記手続きを行うよう求めるものです。訴訟費用については、相手方が居所不明のため、市が負担することといたします。訴訟遂行の方針は記載の通りです。議会での議決を受け、代理人が12月20日に札幌地方裁判所に訴状を提出していることを合わせて報告いたします。

(佐々木教育長) ただ今の議案第2号につきまして、事務局から説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(松尾委員) これは、相手方が居所不明という案件ですので、訴訟はそこまでは難しくはないと思いますが、今後のスケジュールもありますので決着するのはいつ頃を想定していますか。

(安崎生涯学習部長) 裁判所からの招集日程がないと詳細はわかりませんが、年

度末までには決着するものと考えています。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) その他ご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、承認第1号については承認ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め承認第1号については、承認いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。12月定例会での報告につきましては、別紙でお配りしています。また、議会での一般質問の質疑も併せてお配りしていますので、これをご覧いただき報告とさせていただきます。委員の皆様から何かご質問等があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 議会での一般質問で「スクールロイヤーの活用について」という質問がありましたが、実際に石狩市内の学校でスクールロイヤーが必要になった事例は過去にありましたか。

(開発教育支援センター長) 実際にはそういった相談は学校から寄せられてはおりません。ただ、法的な判断を仰がなければならない案件が発生した場合は、学校と調整をして市の顧問弁護士へ相談しております。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にございませんか。

(松尾委員) 同じく議会での一般質問の中で、金谷議員の質問ですが、「SNSを活用したいじめ相談」ということで、答弁は、道教委や札幌市との連携を模索してきたが、これまで把握したところでは、ただちに実現はできない状況ということなのですが、これをもう少し詳しくご説明いただければと思います。

(開発教育支援センター長) 市単独でのSNS窓口相談の開設は人的確保、費用の面から難しいという答弁をしております。現状では道教委は、一部児童、中学生、高校生を対象に実施しており、また、札幌市とは、広域圏連携計画の中で連携ができないかということを探ってきました。まず道教委ですが、まだ全道の公立の小学校、中学校まで裾野を広げるという予定は、現時点ではないと伺っています。また、札幌市との今日の対応ですが、札幌市教委とは連携を模索して働きかけを行ってきたところですが、札幌市では福祉部局が中心となりSNSの窓口展開をしています。最終的な札幌市の見解としては、札幌市の子ども未来局の「子どもアシストセンター」において、一括してSNSの相談窓口を引き受けるということになったことを今年の3月に確認したところです。その後、「子どもアシストセンター」へ石狩市との連携について打診したのですが、現時点では、他の自治体との連携は視野にないという考え方の回答を得たところです。今後の方針としては、道教委への働きかけ、協調関係を密にしていかなければならないと考えています。

(松尾委員) 道教委で行われている事業の中身をもう少し詳しく教えていただくことはできますか。

(佐々木教育長) 道教委は期間限定で、去年2回行っていて、道立高校の生徒を対象としたものが1回、それから胆振東部地震で被災したエリアを対象にしたのが1回です。

(門馬委員) 対象は高校生だけですか。

(開発教育支援センター長) 昨年度は2回実施しており、1回目が8月17日から31日までの期間で、対象者が道立高校の生徒、2回目が今年の3月11日から20日までの期間で、対象者が胆振東部地震のありました胆振など七つの管内の公立中学生と胆振東部の苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町の5市町の中高生が対象ということで、平成30年度、道教委は2回実施しています。今年度は夏休み期間に道内の公立学校の高校生を対象に実施しました。

(松尾委員) 今回の道教委の SNS を利用したいじめ相談は、こういった媒体を利用したものでですか。

(開発教育支援センター長) LINE を利用したとのことですよ。

(松尾委員) LINE では、相談者が公立や私立高校生、また、中学生など、本人確認ができるものなのですか。

(開発教育支援センター長) 相談者へは事前に道教委から QR コードの見本を示し、希望者が登録してそして相談に応じている、という流れになっています。

(松尾委員) QR コードを利用して入る形なのですね。

(開発教育支援センター長) 委員のお話しの通りですよ。

(松尾委員) 対象者をある程度限定した形で運用しているということで理解いたしました。

(佐々木教育長) なぜ高校生限定なのか、というところもありますが、手がけたばかりで手を広げすぎると、という心配もあるのかもしれない。

(松尾委員) 手探り状態で実施しながら運用していくということなのでしょうか。

(佐々木教育長) やはり SNS を使った相談というのは、技術的にも難しいところがありますので、手探り状態での運用になるかと思われます。

(穴水委員) LINE を利用するというのは、スマホを持っているということが前提になると思います。スマホの所有率は小学生や中学生の場合にはそれほど高くないという想定で、高校生限定と考えているのかもしれない。

(佐々木教育長) そのところは道教委でどう考えているのかわからないところもあると思います。

(山本委員) 先日、学校からのお便りの中で、教育委員会から出された「LIN

Eで相談できる窓口」というチラシを持ってきました。民間団体や道教委等と相談窓口が何か所もあり、「急ぐ場合はLINEではなく電話をしてください」との記述もされており、最近そういうお知らせが多く、カード状になって相談先がすぐにわかるものもあるので、国全体で相談体制が整いつつあるとの認識があります。

(開発教育支援センター長) 市議会からは、今回の一般質問だけではなく、市独自の取組やいじめ相談ツールの多様化について求められています。市教委の中で検討した結果、夏休み前、冬休み前に民間団体でもそういった相談窓口のチラシを市内全児童生徒に学校を通じて配布しました。委員ご指摘の通り、LINEなどの活用とともに従前からある、電話相談あるいは市教委の来庁相談など、様々な相談手段も併せてありますので、そののところも学校を通じて働きかけ、呼びかけを行っていきたく考えています。

(佐々木教育長) 自殺をほのめかすような本当にひっ迫した相談には、LINEだとなかなか対応が難しいところもあります。民間団体でもいろいろ相談窓口を整えていただいているところもありますので、そういうところを活用できればと考えています。

(佐々木教育長) その他ご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) それでは他に質問等が無いようですので、教育長報告については了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 報告事項を議題といたします。

報告事項① 新・石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメントの実施について及び報告事項② 新・石狩市子どもの読書活動推進計画のパブリックコメントの実施について

（佐々木教育長）報告事項①「新・石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメントの実施について」、及び報告事項②「新・石狩市子どもの読書活動推進計画のパブリックコメントの実施について」、事務局から説明願います。

（東市民図書館長）私から新・石狩市民図書館ビジョン（原案）及び新・石狩市子どもの読書活動推進計画（原案）についてご説明いたします。まず、資料につきましては、別添2、3になります。まず、それぞれの計画の策定の目的についてですが、新・石狩市民図書館ビジョンについては、図書館運営の方向性を明確にすることを目的に策定し、前計画が平成22年度からの10年間、今年度が後期5ヶ年の最終年度です。また、第Ⅲ期の子どもの読書活動推進計画では、子どもの読書活動推進のために平成26年度に策定し、同じく今年度が最終年度です。この両計画につきましては、いずれも計画最終年度が今年度ということで、これまで新計画の策定について取り進めてまいりました。策定にあたっての基本の考え方ですが、これまでの方向性、あるいは事業を基本にしながら、図書館協議会での議論、図書館ボランティア、市民団体等からの意見をもとに、新たに計画案を策定したものです。具体的に説明いたします。別添2、これからの図書館が目指すものをご覧ください。2頁目となります。この部分につきましては、項目立てです。基本的にはこれまでの計画を踏襲しています。右側3頁目には、「はじめに」ということで、開館から20年を迎え、より市民に親しまれる図書館になるということに記載していて、計画の期間も記載しています。4頁には第2章構成を記載しています。具体的には図書館ビジョンと新たな石狩市教育プランについて、このようなつながりがあるということで記載しています。5頁目は、石狩市民図書館が目指すものということで、下段になりますが、「市民の図書館として魅力的な蔵書構成、様々な情報発信提供など、市民の皆様と一緒に考え、ともに成長できる図書館でありたいと考えています」ということを記載しています。それを踏まえ、6頁、7頁では大きく5つの柱に基づいた具体的な柱を記載しています。「子どもの学びを支援する」そして、「資料提供や情報発信を通じて生涯学習を支援する」この中で（3）、特に「交流や体験を通じ生涯学習を支援する」ということが今回の新たな視点です。人生100年時代、生涯にわたる学びは必要といったところで、資料提供はもとより、利用者同士の交流体験活動、現代的課題等の学習機会の提供等市民に生涯学習を支援いたします。3番につきましては、「市民誰もが利用できる環境整備」、そして4番は「サービス基盤を整備す

る」、8頁には5番といたしまして「利用者の期待に応える情報源を構築する」となっています。9頁からは具体的な事業です。第4章として、1番目、「子どもの学びを支援する」では、これまでの成果を基にブックスタートやお話し会、新たな事業としては、「読書への関心意欲を高める取組」の実施です。10頁2番目に「資料提供や情報発信を通じて生涯学習を支援する」で、こちらの記載につきましては、新規事業として、三つの事業、一つ目は「図書館活動PRのためのイベント等の充実」、二つ目は「利用者同士の交流を図る、読書会等の実施」、更には学習会の実施といたしまして「時代の要請に答える学習会の実施」ということで、新たな事業を展開することを考えています。3番目「市民の誰もが利用できる環境整備」というところで、これまでの取組をしっかりと着実に進めたいというところで、来館の困難の方へのサービスの充実、分館サービスの活性化ということに記載しています。4番目「サービスを支える基盤を整備する」ということで、12頁になりますが、市民協働による事業展開や20年経過する施設の補修、機器の更新に取り組んでまいりたいと思います。最後に5番目の「利用者の期待に応える蔵書情報源の構築」ということで図書館に期待を寄せている魅力的な蔵書情報源の構築については引き続き、また、寄贈図書については十分に活用させていただきたい、あるいは地域行政資料というのは石狩市ならではのものということで、これについてもしっかりと充実をさせたいと考えています。以上新・石狩市民図書館ビジョン（原案）について説明をいたしました。

引き続き別添3の新・石狩市子どもの読書活動推進計画（原案）ですが、「はじめに」からと五つに分かれて項目立てをしています。1頁に「はじめに」が記載されています。子ども読書活動の目的、計画策定の背景を記載しています。背景として、国で第4次の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画で具体的な方針が示されており、第3次の基本計画の期間においては中学生までの読書習慣の形成が不十分であり、高校生になり読書の関心度が低下していること。スマートフォンの普及による子どもの読書環境への影響の可能性について言及しています。この分析を踏まえ、国では新たな計画において読書習慣形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進、そして友人同士で本を薦め合うことなど読書への関心を高める取組の充実、そして情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握、分析を行うこととしています。このような形で国の新たな計画、また、北海道においても北海道子ども読書活動推進計画第4次計画策定がなされ、それらを踏まえて石狩市においても計画を策定しようとするものです。2頁目ですが、3番目には計画の位置づけ、国の計画、石狩市教育プランとの整合性、計画期間については、令和2年から6年度までの5か年という形で考えています。子ども読書活動の推進のためにという今後の部分については、これまでの計画を踏襲し大切にしている言葉として、「すべての子ども

がいつでもどこでも自主的に読書活動できる環境づくり」を目指しております。推進に当たっての視点としましては、3頁目になりますが、「読書機会の提供と環境の整備」、「発達段階に応じた取組」こういったものを両輪として進めたいと考えています。4頁目には取組の主なイメージということで、それぞれ発達段階に応じた対応について記載をしています。5頁目は、第Ⅲ期子どもの読書活動推進計画の成果と課題です。1番目乳幼児期における読書活動の推進について、ブックスタートやブックスタートのフォローアップ、また、子ども読書習慣イベント、図書館まつり等々において、生まれてから間もない時期からイベント等で多くの方に図書館に親しみを持って来館しやすい事業を定期的に展開しています。この部分については、一定の評価があったということが保護者アンケートからわかっていますので、そういった意味ではお話し会やブックスタートについては、引き続き取り組みたいと考えています。6頁7頁においては、小学生、中学生、高校生における読書活動の推進です。学校における読書活動の充実、子ども読書活動に関する啓発の充実ですが、この部分については、小中高において、市民活動、市民図書館の利用や本の検索に関するガイダンスを実施しています。そういったことで親しみを持っていただけるという機会の提供をしたほか、各学校では、読み聞かせ等の啓発活動の推進を行っています。また、図書館の取組としては、平成24年度から小中学生を対象とした調べる学習のコンクール等の実施などといった中で、読書活動の充実の取組を進めて参りました。この部分につきまして多くの子もたち読書に関する関心を持っていただいたとの感想をもつ一方で、課題といたしまして、読書が好きと回答した児童生徒の割合として平成25年度から若干ポイントが減少傾向あるといったことが課題であると思っていて、今後においても図書館、学校図書館として、学校と十分連携しながら読書習慣が身につくような取り組みを進めて参りたいと考えています。7頁ですが、(2)学校図書館の蔵書の充実とういうことで、これにつきましても引き続き目標を持って取組を進めて参りたい。そして、(3)については体制整備ということで、具体的には学校司書の配置です。この部分につきましても引き続きしっかりと取り組みたいと考えています。8頁、9頁では具体的な事業をそれぞれ載せています。まず乳幼児期です。この部分につきましても、基本的にこれまでと同様な取組、ブックスタート、お話し会、関係する園との連携、そしてイベントについて取組を進めたいと考えています。10頁、11頁では、小学期における読書活動の推進について、学校独自の取組では、学校図書館活用による朝読書など学校ごとに特色ある読書習慣の形成の推進をしていただきます。新たな事業として、読書への関心意欲を高める取組として、本に出合う機会を作り出し読書意欲を喚起するための子ども読書会やブックトークを実施したいと考えています。次に12頁、13頁ですが、中高期につきましても、基本的に同じです。小学校期と違うと

ころは、お話し会が無いというところで、新たな事業として読書意欲の関心を高める取組について追加をしています。次に14頁、15頁です。環境基盤整備ですが、学校図書館の充実、体制整備、それから司書の研修による資質向上等に合わせまして関係団体、もしくは、ボランティア団体との連携で子どもがいつでもどこでも読書に親しめる取組の環境整備を行っていきたいと考えています。

このパブリックコメントにつきましては、12月18日から開始され1月18日までを予定しております。いただいた意見につきまして検討したのち、図書館協議会、また、教育委員会会議を経まして、4月の施行を見込もうとするものです。図書館ビジョン、子どもの読書活動推進計画のパブリックコメントの実施につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がございましたが、この件につきましてご質問等がありましたらお願いいたします。

(門馬委員) 14 頁に子どもの読書活動の基盤整備という図に保育園、幼稚園、児童館とあるのですが、実際に児童館に図書館の本を置いておく、あるいは定期的に箱に入れて持っていくなどの活動をしているのですか。

(東市民図書館長) 実際には保育園等の先生への貸出冊数制限はありませんので、例えば紙芝居であるとかそういったものを定期的にたくさん借りています。後は団体貸出という形で1か月間まとめて貸出ができますが、具体的には取組は進んでおりません。その部分についてまだ周知がなされていないところもありますので、今後しっかりその部分をわかっていただけるような取組をして行きたいと思っております。児童館につきましても、これからという形になります。

(門馬委員) 今のところは具体的に本を数十冊貸し出しているということはないのですね。

(東市民図書館長) ただ今データを持ち合わせておりませんが、制度としてはあります。

(穴水委員) 関連して 14 頁のこの図の中で幼稚園等という言葉がありますが、市内の幼稚園は、今はほとんどが認定子ども園に代わっています。

(東市民図書館長) 委員ご指摘の通りでございます。市内では認定こども園へ移行されていると聞いております。記載につきましてはこれから訂正をさせてい

たきます。

(穴水委員) 11 頁記載の「取り組み」の送り仮名は不要です。また、関連事業で寄贈図書を受入ということをしているようですが、スペース的に受入容量はどの程度ですか。また、それらを使って何か事業ができないのか、例えば青空市だとか他の取組ができないのかと思います。

もう一つは、青空文庫の活用ということで、いわゆる著作権がなくなった図書はインターネットで自由に見られることとなります。こう言ったものの活用をなんらかの形で図るということはできないものか、例えば読書感想文のコンクールを行うとかそういった取組は可能なのか検討していただければと思います。

因みに今日の読売新聞では、読書を行う人の主体的な行動力が高いという記事がありましたが、是非、子どもたちに図書を読ませるといふ、そういう取組を何らかの形で積極的に進めていただければと思います。

(東市民図書館長) 取組の記載につきましては、しっかり整理をしていきたいと思っています。2 番目の寄贈図書の関係ですが、市民の方から問い合わせ等がありまして、市民図書館へも様々な書籍をいただいています。その中で、私共が必要とするものと必ずしも必要としないものがありまして、地域の資料については、しっかりと保存をしていかなければならないということで受入をしています。その他のほとんどが受入られないものもありますので、そういった場合には、図書館の中に自由に持って来ていただけるリサイクルコーナーがありますので、そこで了承をいただいた中でお預かりしています。蔵書は全体のバランスを見ながら構築していきたい、十分に配慮して行っていきたいと考えています。それから、3 点目の青空文庫あるいは電子書籍というお話しかと思いますが、委員お話し通り無料で利用することができるということで、私の記憶ではボランティアの方々が誰でも読める形にしているサービスだったと思います。市民図書館において、どのような形で資料をご覧いただけるかということについては、今のところ実物である資料とタブレットを利用する形となっていますが、それを利用してご覧になれるということは可能かと思いますが、それを大々的に宣伝をしてまで行うかは、これから資料等をご覧いただく形にするかをよく考えなくてはならないので、ご意見をいただく中で今後についてしっかりと検討していきたいと思っています。

(佐々木教育長) 他に質問等がありますか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質問等が無いようですので、報告事項①、②については了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項①、②を了解いたしました。

(佐々木教育長) それでは以上で、日程第4 報告事項を終了いたします。

日程第5 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第5 その他を議題といたします。教育委員の皆さんから何かございますか。

その他なし

(佐々木教育長) よろしいですか。事務局からありますか。

(安崎生涯学習部長) ありません。

(佐々木教育長) それでは以上で、日程第5 その他を終了いたします。

日程第6 次回会議の開催日程について

(佐々木教育長) 次に、日程第6 次回会議の開催日程でございます。次回につきましては、1月28日(火)10時30分からを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、公開案件は終了いたします。非公開案件の説明員以外の方はご退席をお願いいたします。

【非公開案件の審議等】
14時22分 ～ 14時33分

閉会宣告

(佐々木教育長) 以上をもって、12月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度教育委員会会議12月定例会を閉会します。

閉会 14時33分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第1号 令和元年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について

原案通り可決した。(質疑等省略)

議案第3号 石狩市教育委員会出向職員の人事異動について

原案通り可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年1月28日

教育長 佐々木隆哉

署名委員 穴水正